

## コンベンション開催支援助成金交付要綱

平成20年4月1日制定

平成25年11月1日改定

平成31年2月15日改定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、熱海市、函南町、清水町、長泉町及び小山町をエリアとする静岡県東部地域（以下「東部地域」という。）で開催されるコンベンションの主催者に対し、静岡県東部地域コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が、予算の範囲内において、コンベンション開催支援助成金（以下「助成金」という。）を交付できるものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の対象事業)

第2条 助成金の交付対象となるコンベンションは、各種協会、団体等が主体となって東部地域で開催する研修会、総会、学会等の会議及びスポーツ競技大会で、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。ただし、ビューロー会長（以下「会長」という。）が特に認めるものは、この限りでない。

- (1) 静岡県外参加者の宿泊数が、東部地域での宿泊数の3分の1を超えるもの
- (2) 東部地域でのホテル、旅館等の宿泊数が、延べ50泊以上となるもの
- (3) ビューロー及び会員が、誘致及び開催に関わったもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは助成金の交付対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (3) 国や地方公共団体が主催するもの、又は開催経費の補助を行っているもの
- (4) 独立行政法人等が主催するもの
- (5) 公序良俗を乱すおそれのあるもの
- (6) その他、会長が不相当と認めるもの

### (助成金の種類等)

第3条 助成金の種類、交付の条件及び額は、別表1のとおりとする。

### (助成金支援の申込み)

第4条 助成金の支援を受けようとする者は、当該コンベンションの開催日の属する年度の前年度の1月末日までにコンベンション開催支援申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項にかかわらず、予算その他の理由により、期日を定めて助成金支援の申込みを受け付けることができるものとする。

### (交付の内定の通知等)

第5条 会長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて調査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金交付を内定し、期日を定めてその旨を申込者に通知するものとする。

2 前項により助成金交付の内定通知を受けた者は、当該申込みに係る事項を変更するとき、支援を取り下げるときは、コンベンション開催支援変更・取下書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条により助成金交付の内定通知を受けて助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該コンベンション開催日の30日前までに次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第3号）
- (2) 事業計画書（様式第4号）
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 参加者宿泊予定書（様式第6号）
- (5) アトラクション及びエクスカーションを実施する場合は、見積書等の書類
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、又は必要に応じて調査し、適当と認めたときは速やかに助成金交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 申請者は、助成金交付の決定の通知を受けたコンベンションの内容等、申請に係る事項を変更するとき、当該コンベンションを中止するとき、及び助成金交付の申請を取下げるときは、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 助成金変更・中止・取下承認申請書（様式第7号）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類
- 2 前項による承認申請書は、目的・趣旨、日程、会場、プログラム、予算等に著しい変更があった場合、提出するものとする。

(変更等の承認及び通知)

第9条 会長は、前条による申請が適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 申請者は、コンベンションが完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 助成金実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業実績書（様式第9号）
- (3) 収支決算書（様式第10号）
- (4) 参加者宿泊実績書（様式第11号）
- (5) 参加者宿泊名簿
- (6) 宿泊者数の確認ができる書類（旅行会社又は宿泊施設の証明書等）
- (7) アトラクション及びエクスカーションを実施した場合は、支払代金の確認ができる書類（出演団体及びバス会社の証明書等）
- (8) 前各号に掲げる書類のほか、会長が必要と認める書類

(助成金額の確定及び通知)

第11条 会長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係るコンベンションが助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条により助成金交付の確定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書（様式第12号）により、会長に助成金の交付請求をするものとする。

(助成金の支払い)

第13条 会長は、前条の規定による請求を受けた後、助成金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第14条 会長は、申請者が次の各号に該当するときは、助成金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) この要綱又はこれに基づく会長の指示に違反したとき
- (3) その他不正の行為があると認められたとき

2 前項の規定は、助成金額の確定があったのちにおいても適用するものとする。

(助成金の返還)

第15条 会長は、助成金交付を確定したのちに助成金交付決定を取り消す場合、既にその助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(理由の提示)

第16条 会長は、第12条の規定により助成金交付の決定の取消しを行うときは、当該申請者に対してその理由を示さなければならない。

(報告及び検査)

第17条 会長は、必要があると認められるときは、申請者に対しコンベンションの詳細な報告を求め、又は帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、平成25年12月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、平成31年4月1日以後に開催されるコンベンションから適用する。なお、平成30年度分の交付対象案件までは従前の要綱を適用する。

別表1 助成金の種類等（第3条関係）

種類	交付の条件	助成額
宿泊助成金	<p>コンベンションに伴う宿泊で、以下の項目をすべて満たすもの。</p> <p>(1)静岡県外参加者の宿泊数が東部地域全体の3分の1を超えるもの</p> <p>(2)東部地域でのホテル、旅館等の宿泊数が、延べ50泊以上であること。</p>	<p>当該コンベンションにおける総宿泊数（コンベンションの日程上、前泊又は後泊する場合は、その日を含む）に500円を乗じて得られる額とし、30万円を上限。ただし、国際会議の場合は、50万円を上限。</p>
アトラクション助成金	<p>コンベンションの一環として実施するアトラクションの出演料で、以下の項目をすべて満たすもの。</p> <p>(1)アトラクションの実施が、コンベンションの日程に当初から組み込まれていること</p> <p>(2)内容が、郷土芸能、舞踊、楽器演奏、演芸等の披露及び体験であること</p> <p>(3)アトラクション出演団体(個人)が、東部地域に活動拠点を置くものであること</p>	<p>当該コンベンションにつき1回限り、1万円を限度。ただし、出演料が1万円に満たない場合は、その額。</p>
エクスカーション助成金	<p>コンベンションの一環として実施するエクスカーションのバス借上げ代で、以下の項目をすべて満たすもの。</p> <p>(1)エクスカーションの実施が、コンベンションの日程に当初から組み込まれていること</p> <p>(2)スケジュールが概ね半日以上であること</p> <p>(3)東部地域の2箇所以上の観光施設等を訪問し、視察又は体験を行うもの</p> <p>(4)原則として、使用するバス会社がビューローの賛助会員であること</p>	<p>当該コンベンションにつき1回限り、5万円を限度。ただし、借上料が5万円に満たない場合は、その額。</p>